

— 埋蔵文化財の取り扱いの流れについて —

袋井市内で開発を計画

1. まずは

埋蔵文化財の所在有無の照会

照会の方法



窓口



FAX&メール



電話

※ 照会地点の特定が難しいため、電話での範囲の確認は受け付けていません。

必要なもの

開発計画地の範囲が解る地図

※ 公図では埋蔵文化財包蔵地を確認できません

職員が台帳等と突合して判断 (窓口の場合は口頭、FAXかメールの場合には書面で回答します)

照会の結果

包蔵地範囲の中

包蔵地の範囲に隣接

包蔵地範囲外

2. 次に

所在調査 & 試掘調査依頼文書の提出

必要なもの

- ① 袋井市教育委員会あて依頼書
- ② 位置図 (縮尺 1:25,000 相当地図) と案内図 (縮尺 1:2,500 相当地図)
- ③ 土地所有者の調査承諾書 (①②③を1部)

依頼書提出後、現場の状況に応じて①、②を実施

- ① 所在調査: 職員による現地立ち入りで踏査確認
- ② 試掘調査: 職員による現地掘削確認調査

調査の結果

埋蔵文化財が確認された場合

(深度及び時代や密度の確認)

台帳上の包蔵地範囲内だが
現地で埋蔵文化財が確認できない場合

行政による包蔵地範囲の検討

範囲変更
検討結果

範囲変更なし

包蔵地範囲の変更

開発範囲が範囲外になったら

工事着手には問題ありません。他法規を遵守の上、開発に着手できます。
ただし、工事中に新たに埋蔵文化財が発見される場合がありますので、その際には、生涯学習課文化財係にご連絡ください。

3. 次に

埋蔵文化財の保存を前提に計画変更含めて開発内容を再検討します
埋蔵文化財の保存ができる内容で文化財保護法第93条に基づく届出

※ 文化財保護法第93条に基づく届出書は静岡県庁指定の書式があります。県庁HPをご確認ください。

文化財保護法第93条に基づく届出に対する県庁指示は次のとおりとなります。

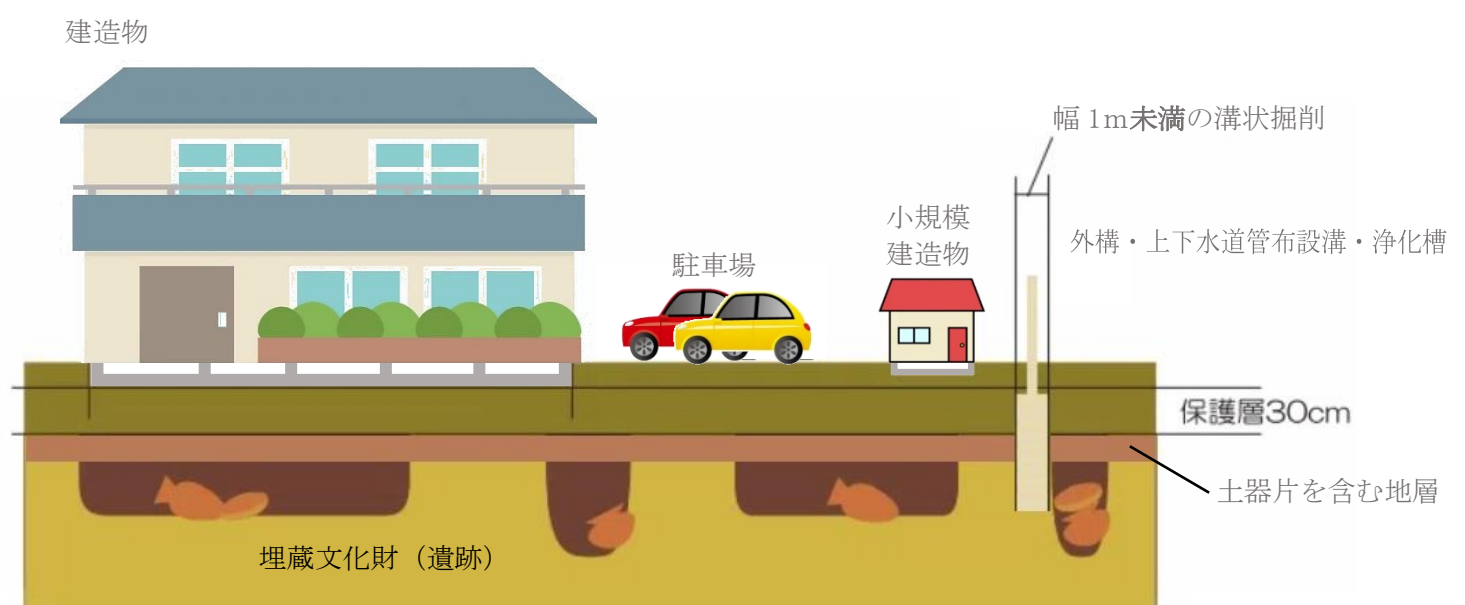
- ① 現地に埋蔵文化財を保存できない場合には発掘調査の実施指示
 - ② 工事实施に当たり市職員の立ち合い指示
 - ③ 慎重工事指示
- ※ ②の工事立会指示の場合には、工事实施日を市教育委員会にお知らせ下さい。

注意点

裏面に詳しく説明してあります。

4. 注意点

- ① 静岡県庁に登録されている埋蔵文化財包蔵地の中での開発については、静岡県知事宛てに文化財保護法第93条第1項に基づく届出が必要です。
- ② 工事着手の60日前までに県庁へ届出を提出することになります。提出日には注意が必要です。
- ③ 埋蔵文化財の保存を前提に開発を計画してください。
 - ア 埋蔵文化財の保存は現地にそのまま残す方法と、写真や図面等の形で記録として残す方法があります。
 - イ 埋蔵文化財を現地に残したまま、その上に開発を行う場合は、開発(建物などの基礎下)と埋蔵文化財(土器が含まれる地層の上面)の間に、埋蔵文化財に影響が及ばないようにするための地層、**保護層(0.3m)の確保**と、上下水道管・浄化槽等の敷設及び設置のためには**幅1m未満の溝状掘削**で計画・施工することが必要になります。(「静岡県埋蔵文化財保護事務取扱要項」より)



- ④ 埋蔵文化財を現地に保存できない場合には、開発工事着手までの期間に発掘調査を実施し、埋蔵文化財の記録保存が必要になります。

発掘調査は記録として埋蔵文化財の残すための手段になります。この時に残された記録だけが、失われてしまう埋蔵文化財を知るためのただ一つの情報となるので、細かい記録を残す必要があります。また、発掘調査の期間は、現地での記録作業と行政措置の記録・学術的成果が記された報告書の出版までの期間となります。

※ 営利が伴う開発(工場建設・店舗建設・集合住宅建設・建売分譲住宅建設及び、それらのための敷地造成工事等)の場合には、発掘調査費は開発者のご負担となりますので、ご注意ください。

埋蔵文化財に関するお問い合わせ先

袋井市教育委員会生涯学習課文化財係

TEL: 0538 - 23 - 9264

FAX: 0538 - 23 - 9230

MAIL: syougai@city.fukuroi.shizuoka.jp